## 審查基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 令和元年12月14日作成	【廃止】
法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
根 拠 条 項:第8条第3項	
処分の概要:認定証の書換え	
原権者(委任先):福岡県公安委員会	
法 令 の 定 め:  ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律施行規則 ・ 第10条 (認定証の書換えの申請)  審 査 基 準:	
標準処理期間:14日間	
申 請 先:主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課	
問 合 せ 先:主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係(092-641-4141内線5035)	
備 考:	